

守口市支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、支援学級就学者等及び支援学校等通級者の保護者に対し、その経済的負担の軽減を図るため、支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 支援学級就学者等 次のいずれかに該当する児童又は生徒をいう。

ア 守口市立小学校（守口市立学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は守口市立中学校（守口市立学校の後期課程を含む。以下同じ。）の支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。）に就学する児童又は生徒

イ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項第1号に規定する視覚障害者等で、その障害の程度が同令第22条の3の表に規定する程度である児童又は生徒

(2) 支援学校等通級者 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定による特別の教育課程に係る授業を受けるため、在学する学校以外の学校に通学する児童又は生徒（支援学級就学者等を除く。）をいう。

(3) 保護者 支援学級就学者等又は支援学校等通級者に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童又は生徒を現に監護するものをいう。

(4) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額をいう。

(5) 需要額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号に規定する需要額をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

(1) 守口市就学援助費支給要綱（平成23年4月1日制定）第1条に規定する援助費の支給を受けていない者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けていない者

(就学奨励費の額)

第4条 就学奨励費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

めるところによるものとし、保護者の収入額が需要額の 2.5 倍未満である場合にあっては当該各号に掲げるものを、保護者の収入額が需要額の 2.5 倍以上である場合にあっては第 7 号に掲げるものの半額を支給する。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項の規定に基づく学校給食費の半額
- (2) 修学旅行費 支援学級就学者等が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ 1 回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（各年度において文部科学省初等中等教育局長が定める額を限度とする。）
- (3) 学用品・通学用品購入費 支援学級就学者等が通常必要とする学用品等の購入費（各年度において文部科学省初等中等教育局長が定める額を限度とする。）
- (4) 校外活動費 支援学級就学者等が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行及び林間・臨海学校を除く。）をいう。）に参加するため直接必要な交通費及び見学科（各年度において文部科学省初等中等教育局長が定める額を限度とする。）
- (5) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 支援学級就学者等が小学校又は中学校に入学する場合において通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（各年度において文部科学省初等中等教育局長が定める額を限度とする。）
- (6) 林間・臨海学校費 支援学級就学者等が宿泊を伴う校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学科（各年度において文部科学省初等中等教育局長が定める額を限度とする。）
- (7) 通学費 支援学級就学者等及び支援学校等通級者（教育長が認めた者に限る。）が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（支援学校等通級者にあっては、第 2 条第 2 号の在学する学校以外の学校への通学に係るものに限る。）の全額
（支給の申請）

第 5 条 就学奨励費の支給を申請しようとする者は、支援教育就学奨励費受給申請書に収入額、需要額に係る調書を添えて、教育長が定める日から 2 月末日までの間に教育長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第 6 条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学奨励費を支給すべきものと認めたときは、就学奨励費の支給の決定を行うものとする。

(支給の方法)

第7条 教育長は、前条の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、その者の児童又は生徒が就学する学校の長を経由して、又は保護者の預金口座若しくは貯金口座への振込みにより就学奨励費を支給するものとする。

(支給の停止)

第8条 教育長は、就学奨励費の支給を受けている者が第3条の規定に該当しなくなったときは、その支給を停止するものとする。

(取消し及び返還)

第9条 教育長は、支給の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたときは、就学奨励費の支給の決定を取り消し、又は既に支給した就学奨励費の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行し、改正後の守口市支援教育就学奨励費支給要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。